



鳥取県公報

平成 25 年 7 月 23 日 (火)
第 8 5 1 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（2件）（562・563）（東部振興課）・・・ 2
	大規模小売店舗の新設の届出（564）（経済産業総室）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（565・566）（治山砂防課）・・・・・・・・ 4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（567）（西部総合事務所地域振興局）・・・ 5
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出（568）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・ 6
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（569）（〃）・・・・・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（景観まちづくり課）・・・・・・・・ 6
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施（病院局総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第562号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成25年9月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年7月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
乾 和子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市瓦町601
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、自閉症児・者をはじめとする障害者とその家族、関係者及び地域社会に対して、自閉症に関する適切な療育、正しい知識の啓発、地域生活を支援する事業等を行い、もって自閉症児・者等の人権擁護及び教育と福祉の充実に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 事業
 - (2) 活動計算書の導入
 - (3) 理事会の招集及び表決権等
 - (4) 定款の変更

鳥取県告示第563号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成25年9月16日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年7月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO 法人就労支援センター和貴の郷

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

河村 仁志

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市河原町長瀬61-11

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉サービス事業を中心に、障害者の職業能力の開発と習得、一般就労の促進と雇用機会の拡充の支援及び社会参画に関する事業を行い、障害者の自立と社会活動の活性化に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

事業

鳥取県告示第564号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年7月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス明治町店

境港市明治町122外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（1）大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

（2）大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年3月5日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,530平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（1）駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 60台

（2）駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 収容台数 20台

（3）荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 面積 40平方メートル

（4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 8の書類に記載のとおり

イ 容量 11.67立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 3か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

終日

7 届出年月日

平成25年7月4日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成25年7月23日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局

境港市上道町3000 境港市産業部商工農政課

11 意見書の提出

境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第565号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

谷第2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市国府町谷字南土居135	1号
鳥取市国府町谷字向山182	2号
鳥取市国府町谷字向山185-1	3号及び4号

鳥取市国府町谷字向山184-1	5号及び6号
鳥取市国府町谷字水越シ164-2	7号
鳥取市国府町谷字水越シ162地先県道	8号
鳥取市国府町谷字奥ノ田157-8	9号
鳥取市国府町谷字上前田149-1	10号
鳥取市国府町谷字向前田102-4	11号
鳥取市国府町谷字南土居136	12号

鳥取県告示第566号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

上砂見地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市上砂見字縄手707	1号
鳥取市上砂見字東下土居山1265	2号
鳥取市上砂見字縄手698地先道路	3号
鳥取市上砂見字縄手705-1	4号
鳥取市上砂見字縄手708	5号

鳥取県告示第567号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成25年9月5日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年7月23日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 申請のあった年月日

平成25年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中海再生プロジェクト

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

内藤 武夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市河崎610

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、2012年「泳げる中海」を目指すとともに、中海の豊かな自然環境を街の活性化に活かし、さらに市民の憩いの場として中海との共生を目指し、そして市民にとって中海が郷土の象徴として誇れる存在となり、活力ある地域形成に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

事業追加に伴う所要の規定の整備

鳥取県告示第568号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月23日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人地域でくらす会	デイサービスセンターふくよね	米子市西福原七丁目6-32	平成25年7月11日	平成25年8月31日	通所介護

鳥取県告示第569号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年7月23日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人地域でくらす会	デイサービスセンターふくよね	米子市西福原七丁目6-32	平成25年7月11日	平成25年8月31日	介護予防通所介護

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年7月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画下水道倉吉市公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年7月23日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- 1 調達内容
 - (1) 件名及び数量
鳥取県立厚生病院総合医療情報システム更新業務 一式
 - (2) 本件業務の内容
本件業務は、鳥取県立厚生病院で利用する情報システム（診療に係る各種情報を記録・保存し、必要に応じて各部署で閲覧することを目的としたソフトウェア及びハードウェアをいう。）のうち、早急に更新が必要な部分の整備を行うもので、その内容は次のとおりである。
 - ア 情報システムの基本設計及び詳細設計並びにプログラムの開発
 - イ 情報システムの稼働に必要なソフトウェア及びハードウェアの納入
 - ウ 情報システムの稼働に必要なサーバ室の改修（電源工事等）並びに院内LANの設計及び施工
 - エ 情報システム稼働までのマネジメント及び全体のプロジェクト管理
 - オ 情報システムの運用に必要な職員研修の企画・実施及び運用マニュアルの作成
 - カ 既存の情報システムからのデータの移行及び新規データの入力支援
 - (3) 調達案件の仕様
入札説明書による。
 - (4) 履行場所
倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
 - (5) 履行期間
契約の日から平成26年3月31日まで
 - (6) 入札方法
 - ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める提案書等（以下「提案書等」という。）を入札書とともに提出しなければならない。
なお、提案書等の種類及び部数は、入札説明書による。
 - イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (7) 予定価格 361,200,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成25年7月23日（火）から同年9月2日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成25年7月23日（火）から同年9月2日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業務区分が情報処理サービスのシステム等開発改良及びシステム等管理運営であること。

なお、当該業務区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年8月6日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

イ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

ウ 各構成員が2の(1)のアからウまでの全てに該当すること。

エ 代表者が2の(1)のエに該当すること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の氏名

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後のかし担保責任

(サ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院医療情報管理室

4 入札手続等

(1) 調達案件の仕様及び入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院医療情報管理室

電話 0858-22-8181（内線3550）

電子メールアドレス kouseibyouin@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、平成25年7月23日（火）から同年8月6日（火）までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>) から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成25年7月23日（火）から同年8月6日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によるものとする。

(5) 入札書（提案書等を含む。）の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

平成25年9月2日（月）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

イ 提出場所

鳥取県立厚生病院第3会議室（外来中央診療棟5階）（ただし、郵便等による入札書の送付先は、(1)のとおりとする。

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書等を、4の(1)の場所に平成25年8月6日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) 1の(7)の予定価格の範囲内の入札書を提出した入札者であって、(2)及び(3)に掲げるところにより

算定された評価点及び価格点の合計が最も高いものを落札者とする。

(2) 評価点は、提案書の内容について、入札説明書の落札者決定基準に示す各評価項目ごとに評価基準に基づき採点し、それを合計するものとし、その上限は800点とする。

(3) 価格点は、次により算定する。

$$\text{価格点} = 400 \text{点} \times (1 - (\text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格}))$$

(4) 評価点及び価格点の合計点数が最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより、落札者を決定するものとする。この場合において、評価点の算定には時間を要するため、入札者はあらかじめ開札時にくじを引いておくものとし、開札に立ち会わない入札者又はくじをひかない入札者については、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに財務規程、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるときは契約を解除することができる旨及びそれに該当することを理由に契約を解除するときは違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を本県に支払う旨を契約書に記載するものとする。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるか鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）

イ 次に掲げる行為であることを知りながら当該行為を行った者

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務の下請等をさせること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products : 1 Set of Integrated Hospital Information System for the development of public works management

(2) August 6, 2013 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 2, 2013 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

September 2, 2013 12:00 AM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) For further inquiries please contact : Property Managememt Division, Administration
Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682
-0804 Japan

TEL : 0858-22-8181